

2002年(平成14年)4月15日

全国消費者団体連絡会  
司法制度改革研究グループ  
ADRワーキンググループ  
田中 圭子

**司法制度改革推進本郡**  
**ADR 検討会ヒアリング**

(1) 「裁判外紛争処理」から「裁判外紛争解決」「第三者紛争解決」へ

(2) 背景

国際化、多様化の時代、考え方の多角化の時代

問題解決や方法に一元性を求めない考え方。

消費者の自己責任と問題解決への自己責任

現状のADRへの不満と司法への不満

消費者問題が拡大紛争解決の選択肢としてのADRの存在と現実のギャップ

・利用実績(PLなど) 相談窓口としての機能、弁護士法72条

・国民生活センター：年間8,137件 全国消費生活センター合計：529,867件

(3) 消費者がもとめるADRの基本的特性

当事者の合意による解決

A) 判例など法的基準等、画一的な絶対な意見の押し付けではないもの

B) 押し付け、妥協(互譲)でなくお互いが満足する解決

選択性

A) 解決方法の選択

B) 第三者の選択と忌避権

C) 選択可能なための情報開示

第三者トレーニング

A) 専門性以外のコミュニケーション能力の必要性

B) 第三者の質の維持

手続きルールについて

A) コンセンサス、定義付けの必要

B) 法律扶助

C) 時効中断

D) 執行力付与

紛争解決方法の相関図

